島生環甲第７９５号
島少対甲第４７４号
島　警　甲第2330号
島生企甲第５２５号
島刑企甲第７６９号
島交企甲第1669号
島備一甲第５７８号
平成２７年１０月２３日

保存期間	５　年

各所属長　殿

島根県警察本部長
（島根県警察サイバー犯罪対策委員長）

島根県警察サイバーセキュリティアドバイザー運用要綱の制定について（通達）

サイバー犯罪の被害防止を図るためには、警察の活動のみならず一般のインターネット利用者等の自主的な取組が不可欠であり、これまで、島根県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱の制定について（平成23年12月28日島生環甲第1131号ほか本部長通達）により島根県警察サイバー防犯ボランティアを運用してきたところである。

この度、その自主的な取組に対する支援を強化し、サイバー犯罪に対する社会全体の対処能力向上を図るため、別添のとおり新たに「島根県警察サイバーセキュリティアドバイザー運用要綱」を定めたので、効果的な運用に努められたい。

別添

島根県警察サイバーセキュリティアドバイザー運用要綱

第１　趣旨

この要綱は、サイバー犯罪による被害を防止するため、島根県警察サイバー防犯ボランティア（以下「サイバー防犯ボランティア」という。）として活動する者の中から特にサイバー空間における防犯活動について優れた知見を有する者を「島根県警察サイバーセキュリティアドバイザー」（以下「サイバーセキュリティアドバイザー」という。）として登録し、学校、事業者、地域住民等（以下「地域住民等」という。）の要望に応じて派遣するため、その任務、委嘱、遵守事項等について必要な事項を定めるものとする。

第２　任務

サイバーセキュリティアドバイザーは、地域住民等の要望に応じ、サイバー犯罪による被害を防止するための講習を実施することを任務とする。

第３　担当部署

サイバーセキュリティアドバイザーに関する業務は、生活安全部生活環境課において処理するものとする。

第４　運営方針

サイバーセキュリティアドバイザー制度の運営方針は、次のとおりとする。

⑴　講習への計画的、継続的な派遣に努めること。

⑵　地域住民等のサイバー犯罪被害防止に関する意識の啓発や高揚に努めること。

⑶　具体的、実践的なサイバー犯罪被害防止に関する知識の普及に努めること。

⑷　サイバーセキュリティアドバイザーの委嘱に当たっては、被委嘱者のサイバー犯罪被害防止に関する専門的な知識について検討すること。

⑸　広報媒体を通じ、サイバーセキュリティアドバイザー制度についての周知に努めること。

⑹　専門的な知識を有する適格なサイバーセキュリティアドバイザーをより多く登録するよう努めること。

第５　委嘱等

１　警察本部長は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、サイバーセキュリティアドバイザーを委嘱する。

⑴　サイバー防犯ボランティアに委嘱され、かつサイバー空間における防犯活動について優れた知見や経験を有すること。

⑵　島根県内に居住又は勤務先が所在すること。

⑶　企業等の被雇用者であるときには、雇用者等からの承認を得られること。

２　１による委嘱は、委嘱状（別記様式第１号）を交付して行うものとする。

３　警察署長又は生活安全部生活環境課長（以下「生活環境課長」という。）は、管内に居住又は勤務先が所在する者のうち、１の要件を満たすと認める者を、サ

イバーセキュリティアドバイザーに推薦することができる。
４　３による推薦は、サイバーセキュリティアドバイザー推薦調書（別記様式第２号）に、被推薦者作成による履歴書（様式自由、写真を貼付したもの）及び身分証明書の写しを添えて行うものとする。
５　企業等の被雇用者については、雇用者等からの承認書（別記様式第３号）を併せて提出するものとする。

第６　登録

サイバーセキュリティアドバイザーとしての登録は、前条第１項の規定による委嘱を受けた者について、生活環境課長が行うものとする。

第７　登録期間

サイバーセキュリティアドバイザーの登録期間は、原則３年間とし、期間の更新を妨げないものとする。

第８　解嘱等

１　警察本部長は、サイバーセキュリティアドバイザーが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱の上、登録を取り消すことができる。
⑴　第５の１の要件のいずれかに該当しないことが明らかとなったとき。
⑵　第９の規定に違反したとき。
⑶　⑴及び⑵に掲げる場合のほか、サイバーセキュリティアドバイザーとしての業務を遂行するのに適さない事由が発生したとき。
⑷　サイバーセキュリティアドバイザーから、辞任の申出があったとき。
２　１⑷の辞任の申出は、辞任申出書（別記様式第４号）により行うものとする。

第９　遵守事項

サイバーセキュリティアドバイザーの遵守事項は、次のとおりとする。
⑴　サイバーセキュリティアドバイザーとしての業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、サイバーセキュリティアドバイザーを解嘱された後も同様とする。
⑵　サイバーセキュリティアドバイザーとしての業務中には、自らの利益を追求することを目的とした営業行為又は類似行為を行ってはならない。
⑶　その他サイバーセキュリティアドバイザーとしての信用を傷つけ、不名誉となるような行為を行ってはならない。

第10　名簿管理

生活環境課長は、サイバーセキュリティアドバイザー名簿（別記様式第５号）を作成し、これを管理するものとする。

第11　依頼

１　サイバーセキュリティアドバイザーによる講習の依頼は、地域住民等及び地域住民等の要望を受けた警察署長又は生活環境課長が、サイバー犯罪被害防止に係る講習要望書（別記様式第６号）を警察本部長に提出することにより行うものとする。

２　サイバー犯罪被害防止に係る講習要望書を受理した生活環境課長は、派遣するサイバーセキュリティアドバイザーについての調整を行った後、当該サイバーセキュリティアドバイザーに対し、講習の実施依頼を行うものとする。

３　２による講習の実施依頼は、サイバーセキュリティアドバイザーによる講習実施依頼書（別記様式第７号）により行うものとする。

第12　報告

サイバーセキュリティアドバイザーは、前条の依頼による講習を終了したときは、講習終了の日から７日以内にサイバーセキュリティアドバイザー講習実施結果報告書（別記様式第８号）を警察本部長に提出するものとする。

第13　謝金等

サイバーセキュリティアドバイザーに謝金及び旅費を支給する。

様式　〔略〕